

周防国府の建物群とその景観

大林 達夫

-
- | | |
|---------------|------------------|
| 1. はじめに | (8) 上頓蔵主地区 |
| 2. 建物群の現状 | (9) 草園地区 |
| (1) 船所・浜宮北方地区 | (10) 東武高洲地区・鎌瀬地区 |
| (2) 船所・浜宮西方地区 | (11) 溝辺地区 |
| (3) 山升地区 | 3. 周防国府の全体像 |
| (4) 妻戸地区 | (1) 建物と建物群の様相 |
| (5) 馬屋田地区 | (2) 建物群の区郭 |
| (6) 行田部・南地区 | (3) 「条坊」制と外郭 |
| (7) 行田部・北地区 | 4. おわりに |
-

論文要旨

小稿の直接の目的は、筆者が携わる周防国府の発掘調査の現状から、「国府とはなにか、どのようなものか。」という一般性を抽出する作業の序章にあたる。周防国府は国府研究の出発点となった遺跡であり、かつて「方八町」と呼ばれた定説はもはや通用しなくなった現状から、各国の国府もその国の歴史的・社会的条件から国府域(?)が設定されることを念頭に置いている。

そのため最初に、周防国府の1993年度、第84次調査までの調査成果を、対象とする8～10世紀の時期に限って地域別に概観した。この時期は国府の設置－発展－変遷に対応する時期にあたり、国府に関連する建物群が地域ブロックを形成することを個別に簡説した。十分な内容とはいいがたいが、律令制の建物のイメージや都城の雛型を国府に求めたかつての定説を修正することはできよう。また周防国府の一地域の建物群が周囲を郭する遺構をもつ例が少ないことから、文献史料の記述どおりに国府が造営されたわけではないことを示した。すなわち何らかの四圍を囲郭する施設を持つ建物群は「院」と呼ばれているが、周防国府の場合、例外となる可能性を持っていることを示唆している。このことは各国の国府と比較すると違いが明らかであり、国家の意志として一律に国府に画一的な施工がなされたわけではないことを意味していよう。今後は、各国の地域的な社会的・歴史的条件から国府設定の条件を探る必要が広がったと考えられる。なお周防国府の国府域の有無に関しては未だ資料が不十分であり、今後の調査の進展によるほか、それぞれの建物群の性格に関しては遺物整理等ののち、改めて可能性を考えることを付記している。